

傷害見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が、障害者総合福祉支援法に基づき、行政から受託している意思疎通支援事業において、第2条に定める者の傷害による障害状態時に、受託している事業から実施する見舞金に関する事項を定める。

(給付対象者の範囲)

第2条 この規程は、対象者における以下のすべての者（以下「給付対象者」という。）に適用する。

- (1) 手話通訳者
- (2) 要約筆記者
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員

(受給者)

第3条 本規程に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給する。

(見舞金の支給額)

第4条 業務上の事由（通勤災害を含む。）に起因する傷害について下記の金額を見舞金として支給する。

(1) 業務上災害補償金

給付対象者がその直接の結果として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡もしくは後遺障害を被った場合に、業務上災害補償金として次の金額を支給する。なお、業務上の認定については、労働者災害補償保険法等の運用基準を準用する。

死亡・後遺障害	見舞金の額
死亡	500万円
1級	500万円
2級	500万円
3級	500万円
4級	400万円
5級	350万円
6級	300万円
7級	250万円
8級	200万円
9級	150万円
10級	100万円
11級	50万円

12級	40万円
13級	25万円
14級	15万円

(2) 入院見舞金

給付対象者が傷害により入院した場合に見舞金として下記の金額を支給する。
ただし、その原因となった事故の日からその日を含めて180日以内になされたものに限る。

入院日数	見舞金の額
46日以上	20万円
31日～45日	10万円
15日～30日	5万円
8日～14日	3万円
7日以内	2万円

(3) 通院見舞金

給付対象者が傷害により通院した場合に見舞金として下記の金額を支給する。
ただし、その原因となった事故の日からその日を含めて180日以内になされたものに限る。

通院日数	見舞金の額
46日以上	10万円
31日～45日	5万円
15日～30日	3万円
8日～14日	2万円
7日以内	1万円

(見舞金の支給制限)

第5条 給付対象者が、次の各号に該当するときは、本規程に定める見舞金を支給しない。

- (1) 給付対象者の故意または重大な過失に起因するとき
- (2) 給付対象者の犯罪行為に起因するとき

付則 この規則は 令和2年11月26日から施行する。

感染症補償規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が、障害者総合福祉支援法に基づき、行政から受託している意思疎通支援事業において、第2条に定める者の感染症の補償に関する事項を定める。

(給付対象者の範囲)

第2条 この規程は、対象者における以下のすべての者（以下「給付対象者」という。）に適用する。

- (1) 手話通訳者
- (2) 要約筆記者
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員

(受給者)

第3条 本規程に定める見舞金は、給付対象者本人またはその法定相続人に支給する。

(見舞金の支給額)

第4条 給付対象者が業務の遂行に起因して細菌・ウイルス等の病原体に感染したことにより、感染症を発症した場合に下記の金額を見舞金として支給する。

(1) 死亡見舞金

給付対象者が業務の遂行に起因して病原体に感染したことによって感染症を発症し、その感染発症日からその日を含めて180日以内に死亡した場合下記の金額を支払う。

死亡見舞金 1名あたり 100万円

(2) 入院見舞金

給付対象者が業務の遂行に起因して病原体に感染したことにより、その感染症により入院した場合に下記の金額を支払う。補償の対象となる期間は、感染症発症日からその日を含めて1,000日までの期間とする。また、入院補償を受けられる期間中、新たに他の感染症を発症した場合であっても、重複支払いは行わない。

入院日数	見舞金の額
31日以上	10万円
15日～30日	5万円
8日～14日	3万円
4日～7日	2万円
3日以内	1万円

(対象となる感染症)

第5条 感染症とは、細菌・ウイルス等の病原体に感染したことによって発症した疾病のうち以下のものとする。

新型コロナウイルス感染症、肝炎（B型およびC型）、結核、HIV感染症（エイズ）、皮膚感染症、（疥癬、カンジダ症、白癬症、带状疱疹、単純ヘルペス、紅色陰癬等）、腸管感染症（コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、細菌性食中毒、ノロウイルス感染症等）、MRSA（院内感染）、SARS（重症急性呼吸器症候群）
--

(見舞金の支給制限)

第6条 給付対象者が、次の各号に該当するときは、本規程に定める見舞金を支給しない。

- (1) 給付対象者の故意または重大な過失に起因するとき
- (2) 給付対象者の犯罪行為に起因するとき

付則 この規程は、令和2年11月26日から施行する。